



平成29年度税制改正大綱 -おもな改正点-

✧ はじめに

明けましておめでとうございます。

今年も事務所通信を通じて皆様に有益な情報を発信して参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

平成29年に入り、寒い日が続いております。インフルエンザやノロも流行っているとのことですので、みなさまどうぞご自愛ください。

さて今回は昨年末に発表されました平成29年度税制改正大綱の主要改正項目について解説致します。例年にもれず、今回も改正項目が多数ございましたが、その中でも特に注目すべき項目をピックアップしております。

年も明けましたので、個人事業主の方、不動産賃貸収入をお持ちの方など、確定申告が必要な方々は、早めの資料収集をお願いします。

✧ ワンポイント解説

平成29年度税制改正大綱のうち注目すべき下記の項目について解説致します。

- I. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し
- II. 医療費控除等の添付書類の見直し
- III. 居住用超高層建築物に係る課税の見直し
- IV. 取引相場のない株式の評価の見直し
- V. 所得拡大促進税制の拡充
- VI. 納税環境整備

—電磁的記録に係る証拠収集手続の整備—

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフ近況

今宮戎へ参拝してきました。

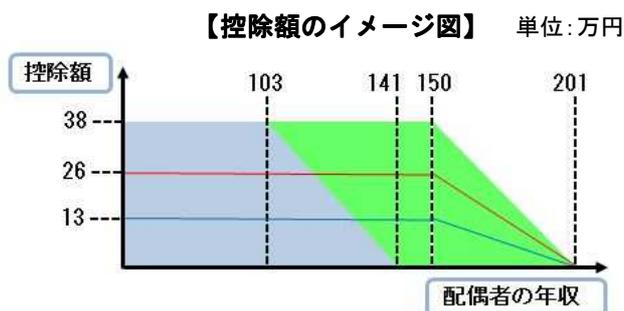
ワンポイント解説

I. 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

- ▶ 配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得金額の上限が 76 万円(141 万円)から 123 万円(201 万円)まで引き上げられます。
- ▶ 配偶者控除及び配偶者特別控除は、控除を受ける本人の所得金額が 900 万円(1,120 万円)を超えると控除額が減少し、1,000 万円(1,220 万円)を超えると控除額がゼロになります。(※カッコ内は給与収入とした場合の年収)

【解説】

控除を受けることができる配偶者の年収の上限が 201 万円まで引き上げられると同時に、本人の年収が 1,120 万円を超える場合には控除額が減り、1,220 万円を超えると控除額がゼロになります。



青色の部分が現状の控除イメージで緑色の部分が引き上げられた控除額です。縦軸の 26 万円は本人の年収が 1,120 万円～1,170 万円の場合、13 万円は年収 1,170 万円～1,220 万円の場合の控除額です。年収 1,120 万円以上で、配偶者の年収が 103 万円以下の方には増税とな

ります。

この改正は平成 30 年分以後の所得税について適用されます。

II. 医療費控除等の添付書類の見直し

- ▶ 医療費控除及びセルフメディケーション税制の添付書類が領収書から明細書に変わります。

【解説】

以前から電子申告している場合は添付省略が可能でしたが、そもそもの添付要件が緩和されました。ここでは制度の内容を改めてお伝えいたします。

セルフメディケーション税制は 28 年度税制改正にて現状の医療費控除と選択適用ができる新たな制度として導入されました。増加する国の医療費負担を軽減させることが背景にあります。そのために保険適用しない市販薬を購入する点が制度適用の要件として挙げられています。

この制度の対象となる OTC 医薬品には、下のような識別マークが印刷される予定です。この OTC 医薬品を購入するとレシートに「セルフメディケーション税制対象」と印字されるか手書きで注記されます。



控除を受けることができる金額は、OTC 医薬品の年間購入額のうち 12,000 円を超える金額×所得税率となります。

例えば、所得税率が 10%の人が年間医療費を 13 万円支払っていて、そのうち OTC 医薬品が 45,000 円である場合には、以下ようになってセルフメディケーション税制の適用を受ける方が有利となります。

現状の医療費控除… $(130,000 - 100,000) \times 10\% = 3,000$ 円
 セルフメディケーション税制…
 $(45,000 - 12,000) \times 10\% = 3,300$ 円

このように、現状の医療費控除とセルフメディケーション税制はどちらが有利か年末になるまでわかりませんので、適用をお考えの方はどちらの領収書も保存しておくことが必要になります。

Ⅲ. 居住用超高層建築物に係る課税の見直し

高さ 60m を超える居住用建築物に係る固定資産税・都市計画税について、高層階は増税、低層階は減税となります。

【解説】

適用される超高層マンションにお住まいになる方は、高層階に居住されると固定資産税は高くなりますが、低層階に居住されると逆に安くなります。

平成 30 年度から新たに課税される物件について適用されます。ただし、平成 29 年 3 月 31 日までに売買契約がなされた物件については適用対象外となります。

Ⅳ. 取引相場のない株式の評価の見直し

- ▶ 類似業種比準方式について次の見直しが行われます。
 - ・類似業種の上場会社の株価について、課税時期の属す

る月以前 2 年間の平均株価が加わります。

- ・類似業種比準価額算定にあたっての三要素である『配当金額』『利益金額』『簿価純資産価額』の比重割合が 1 : 1 : 1 となります。

【解説】

上記 2 つ目、三要素の比重割合改正について記載させていただきます。

（前提）

類似業種比準価額とは、非上場会社の評価額算出にあたって、上場会社の株価と比較して算出する評価方法です。その評価にあたっては、「配当（配当利回り）」「利益（収益力）」「純資産（体力）」三要素を比較対象として用います。

改正前は会社の収益力を重視し、三要素のうち利益に重きを置き、「利益×3 倍+配当+純資産」を比較対象の基礎数値として使用しておりました。

（改正の影響）

今回の改正により、収益力重視の評価方法を見直し、「利益+配当+純資産」を比較対象の基礎数値とし、三要素を並列で取扱うこととなりました。

その結果、収益力の高い会社の株価は改正前より株価が低くなり、反対に純資産（体力）の大きい会社は株価が高くなることとなります。

表面上の評価額への影響としては上記のとおりですが、結局のところ一番大きな影響が出るのは、利益を圧縮する節税手法の効果が薄まることだと考えられます。

改正前は収益力を重視していたため、利益を一時的に

圧縮する手法を取れば株価を大幅に引下げることができましたが、その効果が改正により薄まることとなります。

現在までの節税手法が、目に余る状況のため当局が対策を講じたという改正の背景があるのかも知れません。

V. 所得拡大促進税制の拡充

- ▶ 中小企業者等以外の法人は、前期比2%以上の賃上げが要件となりますが、税額控除額が2%上乘せされます。
- ▶ 中小企業者等は、適用要件は従来通りですが前期比2%以上の賃上げを行った場合には、税額控除額が12%上乘せされます。

【適用要件】

- ① 雇用者給与等支給額
 \geq H24年度雇用者給与等支給額 \times ※増加促進割合
- ② 雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額
- ③ 1人当り平均給与 \geq 前期の1人当り平均給与 \times 102%
 (中小企業者等は1人当り平均給与 $>$ 前期の一人当り平均給与)

※増加促進割合

法人区分	適用年度	H25.4.1以後に開始する最も古い事業年度の 前事業年度	H28.4.1～H29.3.31に開始する事業年度	H29.4.1～H30.3.31に開始する事業年度
	下記以外			4%
中小企業者等	基準事業年度		3%	3%

制度内容をざっくりとお伝えすると、その年度の従業員給与が、H24年度の従業員給与に対して上

記の増加促進割合分以上増えていることと、その年度の従業員給与が支給総額でも一人当たり平均額でも上回っていれば、中小企業者等については適用できることとなります。

次は中小企業者等に照準をあて、具体例を示して適用可能かどうか、控除額がいくらになるかを比べてみます。

〈パターン①〉

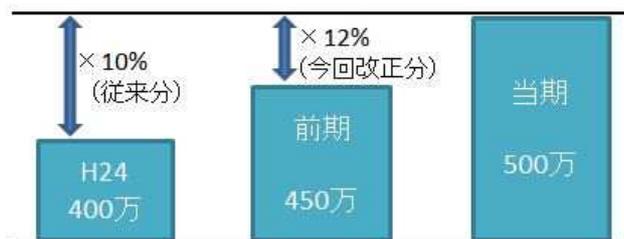
	H24年度 (基準年度)		前期		当期	
従業員構成	400万	1人	450万	1人	500万	1人
合計	400万		450万		500万	
1人当り	@400万		@450万		@500万	

・適用要件判定

- ① 従来分
 $500万 \geq 400万 \times 103\%$ … 要件達成
 $500万 \geq 450万$ … 要件達成
 $@500万 > @450万$ … 要件達成 ∴ 適用可能
- ② 今回改正分
 $@500万 > @450万 \times 102\%$ … 要件達成 ∴ 適用可能

・税額控除額

- ① $(500万 - 400万) \times 10\% = 10万$
- ② $(500万 - 450万) \times 12\% = 6万$ 合計16万



〈パターン②〉

	H24年度 (基準年度)		前期		当期	
従業員構成	400万	1人	350万	1人	450万	1人
合計	400万		350万		450万	
1人当り	@400万		@350万		@450万	

・適用要件判定

① 従来分

450万 ≥ 400万 × 103% …要件達成

450万 ≥ 350万 …要件達成

@450万 > @350万 …要件達成 ∴適用可能

② 今回改正分

@450万 > @350万 × 102% …要件達成

∴適用可能

・税額控除額

① (450万 - 400万) × 10% = 5万

② (450万 - 400万) × 12% = 6万 合計11万



パターン①は年々増え続けているケースで、問題なく適用可能です。パターン②は、前期については H24 年度に比べ減少していますが、当期に H24 年度を超える水準で増加したケースです。今回改正分の上乗せ上限が当期から H24 年度を差し引いた金額の 12% となります。

パターン③については、より具体的に想定してみます。支給合計額は増加し続けていますが、一人当たりの支給

〈パターン③〉

	H24年度 (基準年度)		前期		当期	
従業員構成	300万	7人	300万	8人	※1 270万	9人
	100万	2人	100万	4人	100万	4人
合計	2,300万		2,800万		2,830万	
1人当り	@255万		@233万		※2 @213万	

※1 新入社員1人を採用したが、既存の従業員は10%の減給

※2 1人当り平均額を算出する際には当期採用人員分はカウントできないため、

$$\frac{270万 \times 8人 + 100万 \times 4人}{8人 + 4人}$$

という計算になります。

・適用要件判定

① 2,830万 ≥ 2,300万 × 103% …要件達成

② 2,830万 ≥ 2,800万 …要件達成

③ @213万 ≤ @233万 …要件未達

額が下がっていますので、適用要件を満たせず、適用不可となっています。総額だけでは判断できませんので、このようなケースには注意が必要です。

ここでは概略をお伝えしていますが、判定方法には厳密な計算が必要ですので、具体的な計算方法についてご興味がおありの方は弊所までお問合せください。

補足. 納税環境整備

- 電磁的記録に係る証拠収集手続の整備 -

国税犯則調査手続について改正が行われ、クラウドなどの外部サーバに保管されている電子データやメールも差し押さえの対象となります。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

★ スタッフ近況 ★

毎年恒例の今宮戎(えべっさん)に参拝してきました。

日程と業務の都合もあり9日の祝日に参拝したのですが、入場規制がかかるなど過去一番の混雑となっていました。

今年は妻と息子もえべっさんデビューし、家族総出で商売繁盛を祈願してきました。(武原)

